

## 大阪市告示第1457号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

令和6年10月30日

大阪市長 横 山 英 幸

### 1 都市計画の種類

ごみ焼却場

### 2 都市計画の変更に係る土地の区域

（4号鶴見ごみ焼却場）

大阪市鶴見区焼野二丁目及び焼野三丁目並びに守口市大字寺方旧南寺方及び南寺方東通六丁目地内

### 3 都市計画の案の縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

### 4 意見書の提出方法及び提出先

#### （1）提出方法

送付、持参又は大阪市行政オンラインシステムとする。

#### （2）提出先

3に同じ

（計画調整局計画部都市計画課）